

資料3-4

日 薬 業 発 第 404 号
令 和 6 年 1 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を 改正する省令の公布について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定については、令和6年1月22日付け日薬業発第379号ほかにてお知らせしたところですが、今般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されました。

居宅療養管理指導については、①身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け、②高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長（令和9年3月31日まで）、③事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこと、が示されております（③については、後日、通知または事務連絡にて具体的な取扱いが示される見込みです）。

省令につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAM NET）にも掲載されております。

つきましては、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

○独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAM NET）

トップ > 行政情報 > 介護 > 介護全般 > 「介護保険最新情報」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/0126095438293/ksvol.1201.pdf>

<抄>

事務連絡
令和6年1月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の公布について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
1月15日に開催された第238回社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る
答申等を得られたところ、本日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第16号)
が別添のとおり公布されました。

貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。

○厚生労働省令第十六号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和6年1月二十五日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 武見 敬三

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を改正する省令

(号外第18号)

第一 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を改正する省令

(号外第18号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(趣旨)

(趣旨)

第一 条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)。以下「法」という。(第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以下「指定都市」という)及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という)にあっては、指定都市又は中核市(以下この条において同じ)が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第四十条、第四十一条、第五十条第六号(第五十八条において準用する場合に限る)、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項(第四十条の三十二において準用する場合に限る)、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る)及び第二百五条の二の規定による

二 (略)

三 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第九条(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第二十三条规定(第一百四十三条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第三十条の二(第四十三条、第五十八条、第一百九条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第五十八条(第二百六条において準用する場合に限る)、第一百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る)及び第二百五条の二の規定による

四 (略)

三 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第九条(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第二十三条规定(第一百四十三条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第三十条の二(第四十三条、第五十八条、第一百九条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第五十八条(第二百六条において準用する場合に限る)、第一百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る)及び第二百五条の二の規定による

四 (略)

三 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第九条(第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る)、第二十三条规定(第一百四十三条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第三十条の二(第四十三条、第五十八条、第一百九条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る)、第五十八条(第二百六条において準用する場合に限る)、第一百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る)及び第二百五条の二の規定による

四 (略)

四 (略)

(記録の整備)

第八十二条の二 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第八十一条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的な取扱方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

六・九 (略)

七 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・九 (略)

八 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

九 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

十一 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

十二 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

(記録の整備)

第九十条の二 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(記録の整備)

第八十二条の二 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から三年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的な取扱方針)

第六十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・三 (略)

四・七 (略)

五・九 (略)

(新設)

六・九 (略)

七 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

八 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

九 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

十一 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

十二 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

十四 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

十五 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

十七 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

十八 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

(記録の整備)

第九十条の二 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

<p>二 第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録</p>	<p>二 (新設) 第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録</p>
<p>第一百一一条 (従業者の員数) 2・3 (略)</p> <p>四 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>五 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百十七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p>	<p>第一百一一条 (従業者の員数) 2・3 (略)</p> <p>四 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百十七条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p>
<p>第一百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定通所リハビリテーションの提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p>	<p>第一百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (通所リハビリテーション計画の作成) (新設)</p> <p>四 (通所リハビリテーション計画の作成) (新設)</p>
<p>第一百十五条 (略) 2・3 (略)</p> <p>四 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けている医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たつては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>第一百十五条 (略) 2・3 (略)</p> <p>四 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共に共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

<p>次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p>	<p>三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p>
<p>第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一、(略)</p> <p>五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たつては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p> <p>六、(略)</p> <p>七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第七十条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共にし、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第七十条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>八、(略)</p> <p>九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p> <p>十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>十二、(略)</p> <p>十三 第二号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一、(略)</p> <p>五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たつては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p> <p>六、(略)</p> <p>七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第七十条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共にし、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第七十条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>八、(略)</p> <p>九、(略)</p> <p>十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p> <p>十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>十二、(略)</p> <p>十三 第二号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第九十二条 (略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 第九十五条第一項第四号、第三項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(新設)</p>	<p>第九十二条 (略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 第九十五条第一項第四号、第三項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(新設)</p>

三 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録	二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
四 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録	三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
五 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録	四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。	三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。
四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
六・九 (略)	六・九 (略)
2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。	三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。
四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
五・九 (略)	五・九 (略)
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。	三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。
四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
五・六 (略)	五・六 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第一百七条 (略)	第一百七条 (略)
4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第一条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第一条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ト・
短期入所床
亦・ヘ (略)

ト 短期入所養護介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況
(各)

子 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護

子
無其入所看護介護（介護因発院）
（介護因発院ナーケーション及び介護予防無其入所看護介護
〔介護医療院〕

(1) 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

（略）
也或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

又
(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力医療機関及び同条第
二項に規定する協力医療機関の又は犬元

(2) (略)
六項目に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

ル
介護福祉施設サービス
指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項
(1) (2)
〔略〕

(1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

二・第三 (2)

第三条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。
(略)

介護保険法施行規則の一部を次の表のよう改定する。

法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問リハビ

四十九条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

四十一条の十九 法第百十五條の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（「複数老人保健施設又は二つ以上複数老人による」）によるものとする。

リテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。

条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

改正後

附則

(虐待の防止に係る総合措置) (虐待の防止に係る総合措置) (虐待の防止に係る総合措置)

等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及

附則

改正

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

8

び第三十七条の二（新居宅サービス等基準第九十一条において準用する場合に限る。）並びに第四条の規定による改正後の介護予防サービス等基準（以下「新介護予防サービス等基準」といいう。第三条第三項（新介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十三条の十の二（新介護予防サービス等基準第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第九十条及び新介護予防サービス等基準第九十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

条、第八十三条、第九十五条、第一百五十五条の三、第一百九十二条、第一百四十九条、第一百四十条、新居宅サービス等基準第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第一百四十条の十五、第一百四十条の三十二、第一百五十五条（新居宅サービス等基準第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五十五条、第二百六十二条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準（以下「新指定居宅介護支援等基準」という。）第一条の二（第二项及び第二十七条の二（新指定居宅介護支援等基準））、第二项及び第二十七条の二（新指定居宅介護支援等基準））、第三条の規定による改正後の地居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の地域密着型サービス基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第三条第三项及び第五十三条の十の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第一百八十二条、第一百二十九条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の介護予防サービス等基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第三条第三项及び第五十三条の十の二（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三、第一百四十二条（新介護予防サービス等基準第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十六条、第一百八十五条、第一百九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十二条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準（以下「新指定介護予防支援等基準」という。）第一条の二（第二项及び第二十六条の二（新指定介護予防支援等基準））、第二项及び第二十六条の二（新指定介護予防支援等基準））、第六条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準（以下「新地域密着型介護予防サービス基準」という。）第三条第三项及び第三十七条の二（新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の養護老人ホーム基準（以下「新養護老人ホーム基準」という。）第三条第四项及び第三十条、第八条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準（以下「新指定介護老人福祉施設基準」という。）第一条の二（第四项、第三十五条の二（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第三项、第九条の規定による改正後の介護老人保健施設基準（以下「新介護老人保健施設基準」という。）第一条の二（第四项、第三十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十条第三项、第十条の規定による改正後の指定介護療養型医疗施設基準（以下「新介護疗养型医疗施設基準」という。）第一条の二（第四项、第三十四条の二（新介護疗养型医疗施設基准第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三项、第十一条の規定による改正後の特别别養护老人ホーム基准（以下「新特别别养护老人ホーム基准」という。）第二条第五项（新特别别养护老人ホーム基准第五十九条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（新特别别养护老人ホーム基准第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三项（新特别别养护老人ホーム基准第六十三条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の轻费老人ホーム基准（以下「新轻费老人ホーム基准」という。）第二条第四项、第三十三条の二（新轻费老人ホーム基准第三十九条、附则第十条及び附则第十七条において準用する場合を含む。）、附则第三条第四项及び附则第十一项並びに第十三条の規定による改正後の介護医疗院基准（以下「新介護医疗院基准」という。）第二条第四项、第四十条の二（新介護医疗院基准第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三项の規定の適用については、これらの規定中「講じるよう努めなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第九十条及び新介護予防サービス等基準第九十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条の二（新居宅サービス等基準第九十一条において準用する場合に限る）及び新介護予防サービス等基準第五十三条の二（新介護予防サービス等基準第九十三条において準用する場合に限る）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うよう努めるものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む）、第五十三条（新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む）、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百条（新居宅サービス等基準第百五条の三及び第百九条において準用する場合を含む）、第一百七条、第一百三十七条（新居宅サービス等基準第百三十七条において準用する場合を含む）、第一百四十五条（新居宅サービス等基準第二百五十五条の十、第二百八十九条、第二百九十二条の九及び第三百条（新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む）、新指定居宅介護支援等基準第十八条规定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む）、新地域密着型サービス基準第三条の二十九、第四十四条、第二十九条（新地域密着型サービス基準第三十七条の三において準用する場合を含む）、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条（新地域密着型サービス基準第一百八十二条において準用する場合を含む）、第一百二条、第一百二十五条、第一百四十八条及び第一百六十条、新介護予防サービス等基準第五十三条（新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む）、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百二十条、第一百三十八条（新介護予防サービス等基準第一百六十六条及び第一百八十五条において準用する場合を含む）、第一百九十二条、第二百七条、第二百四十五条、第二百五十九条及び第二百七十条（新介護予防サービス等基準第三百八十九条において準用する場合を含む）、新指定介護予防支援等基準第十七条（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む）、新地域密着型介護予防サービス基準第二十九条、新養護老人ホーム基準第七条、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条及び第四十六条、新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、新介護療養型医療施設基準第二十四条及び第四十七条、新特別養護老人ホーム基準第七条（新特別養護老人ホーム基準第二十七条、第五十七条及び第七十九条、新養護老人ホーム基準第六十三条及び第二百五十九条において準用する場合を含む）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む）、新軽費老人ホーム基準第七条（新軽費老人ホーム基準第三十九条附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む）並びに新介護医療院基準第二十九条及び第五十五条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百五条の三、第一百九条、第一百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む）、第一百四十五条、第二百五十条（新居宅サービス等基準第二百五十五条の十二において準用する場合を含む）、第二百九十二条、第二百九十二条の十二、第二百五十五条、第二百六条及び第二百六十六条において準用する場合を含む）、新指定居宅介護支援等基準第十九条の二（新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む）、新地域密着型サービス基準第三条の三十の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十

じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第二十九条（新居宅サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む）、第五十三条（新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む）、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百条（新居宅サービス等基準第百五条の三及び第百九条において準用する場合を含む）、第一百七条、第一百三十七条（新居宅サービス等基準第百三十七条において準用する場合を含む）、第一百四十五条（新居宅サービス等基準第二百五十五条の十、第二百八十九条、第二百九十二条の九及び第三百条（新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む）、新指定居宅介護支援等基準第十八条规定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む）、新地域密着型サービス基準第三条の二十九、第四十四条、第二十九条（新地域密着型サービス基準第三十七条の三において準用する場合を含む）、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条（新地域密着型サービス基準第一百八十二条において準用する場合を含む）、第一百二条、第一百二十五条、第一百四十八条及び第一百六十条、新介護予防サービス等基準第五十三条（新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む）、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百二十条、第一百三十八条（新介護予防サービス等基準第一百六十六条及び第一百八十五条において準用する場合を含む）、第一百九十二条、第二百七条、第二百四十五条、第二百五十九条及び第二百七十条（新介護予防サービス等基準第三百八十九条において準用する場合を含む）、新指定介護予防支援等基準第十七条（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む）、新地域密着型介護予防サービス基準第二十九条、新養護老人ホーム基準第七条、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条及び第四十六条、新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、新介護療養型医療施設基準第二十四条及び第四十七条、新特別養護老人ホーム基準第七条（新特別養護老人ホーム基準第二十七条、第五十七条及び第七十九条において準用する場合を含む）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む）、新軽費老人ホーム基準第七条（新軽費老人ホーム基準第三十九条附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む）並びに新介護医療院基準第二十九条及び第五十五条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百五条の三、第一百九条、第一百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む）、第一百四十五条、第二百五十条（新居宅サービス等基準第二百五十五条の十二において準用する場合を含む）、第二百九十二条、第二百九十二条の十二、第二百五十五条、第二百六条及び第二百六十六条において準用する場合を含む）、新指定居宅介護支援等基準第十九条の二（新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む）、新地域密着型サービス基準第三条の三十の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十

